

療育手帳の交付申請について

療育手帳は、知的障がいがある方が一貫した療育・援助を受け、様々な福祉施策を利用するために必要な手帳です。

次の書類をご準備のうえ、川上村役場保健福祉課福祉係（ヘルパーパーク中央棟）へ提出をお願いします。

① 児童（18歳未満）

- (1) 療育手帳交付・再交付申請書
- (2) 縦4cm × 横3cm 顔写真（正面脱帽）
- (3) 身体障害者手帳の写し（交付されている場合のみ）
- (4) 医療機関、相談機関等で知能検査、発達検査等を行っていただければその結果書類（任意）

※ 2歳未満の申請の場合は、医師の診断書・意見書等が原則として必要となる。診断書・意見書等は医療機関の任意様式でよい。「知的障害」の記載が必要。これらの記載があれば、他の申請等に用いられたものの写しでもよい。

② 18歳以上の者

- (1) 療育手帳交付・再交付申請書
- (2) 医師の診断書・意見書等
- (3) 縦4cm × 横3cm 顔写真（正面脱帽）
- (4) 身体障害者手帳の写し（交付されている場合のみ）
- (5) 医療機関、相談機関等で知能検査、発達検査等を行っていただければその結果書類（任意）

※ 診断書・意見書等は医療機関の任意様式でよいが、「知的障害」の記載が必要。（「知的障害の疑い」では不十分。）これらの記載があれば、他の申請等に用いられたものの写しでもよい。診断書・意見書等の提出がない場合、知的障害者更生相談所医師の判定（医学診断）を受ける必要がある。